

労働基準関係法令違反に係る公表事案

宮城労働局

最終更新日：令和6年9月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
SSスチール開発（株）	宮城県亶理郡亶理町	R5.10.4	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	ドラグショベルを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R5.10.4送検
和光興業（株）	宮城県柴田郡大河原町	R5.11.2	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかったもの	R5.11.2送検
（株）三協建設	宮城県大崎市	R5.12.7	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R5.12.7送検
（株）茂庭マル正工務店	宮城県仙台市	R6.3.8	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第72条	移動式クレーンにより労働者をつり上げて作業を行わせたもの	R6.3.8送検 R6.5.1有罪確定
（有）総合設備センター	宮城県大崎市	R6.3.12	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の4	特定元方事業者として労働災害を防止するための措置を講じなかったもの	R6.3.12送検
（有）丸正産業	宮城県大崎市	R6.3.12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	ドラグショベルを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R6.3.12送検
（株）丸久組	宮城県栗原市	R6.6.12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	ドラグショベルを主たる用途以外の用途に使用させたもの	R6.6.12送検
（有）大槻板金工業	宮城県柴田郡柴田町	R6.7.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条 労働者派遣法第45条	スレート等の屋根の上で、踏み抜き防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.7.2送検
トミー・トランスポーター（株）	宮城県東松島市	R6.8.2	労働基準法第37条	労働者15名に、12か月間の時間外労働に対する割増賃金合計約344万円を支払わなかったもの	R6.8.2送検